

陳 述 書

2025年12月3日

一審原告 谷 田 部 裕 子



目 次

はじめに	2
1 JCO臨界事故以前の状況と事故後の健康不安	2
(1) 幼少時	2
(2) 東海村の隣の那珂市で子育て	2
(3) 動燃東海事業所アスファルト固化処理施設火災爆発事故	2
(4) JCO臨界事故	3
2 JCO臨界事故後数年の社会状況	4
3 東電福島第一原発事故による関東の汚染と被ばく不安	6
(1) 体調の変化	6
(2) 福島市にある実家の放射線量	6
(3) 関東も汚染	6
(4) 市民団体を立ち上げ、甲状腺エコー検査を実施	7
(5) 若者が甲状腺がんの賠償を求める裁判を提起	7
4 被ばくを低減する避難計画の策定は困難	8
(1) 離隔の原則—裁判官の皆様にも立地をご覧いただきたい	8
(2) 屋内退避中の被ばく	9
(3) 大渋滞間違いなし	9
(4) 避難移動と避難先での負担	9
(5) 東電刑事裁判の傍聴で知った双葉病院からの避難の実態	10
(6) 原発の運転を止めてほしい	11
5 結び	11

はじめに

私は、那珂市に住む谷田部裕子です。68歳です。福島県中通り地方に生まれ育ち、茨城県内に就職して結婚し、1999年の東海村JCO臨界事故の現場から2キロ、東海第二原発から7キロ位にある現在の家に引越して36年になります。2011年東電福島第一原発事故の数年前から最近まで、実家の親の介護のために頻繁に実家のある福島市に帰省する暮らしでした。教職や認知症高齢者介護施設、保育施設などで10年程勤務した他は専業主婦です。

私は、二度の原子力事故で被ばくした者の一人として、原子力事故災害は、広範で深刻な、非常に長期に解決困難な公害であり人権問題だと痛感して、原告になりました。

1 JCO臨界事故以前の状況と事故後の健康不安

(1) 幼少時

幼少時を過ごした福島県中通りの小さな山村でも、大人達から「雨に濡れるな。禿げるぞ」と言われて育ちました。出生の3年前に起きたビキニ環礁水爆実験による被ばく影響に、国民の多くが危機感を持っていたからでしょう。

同じ頃に、戦前戦中戦後を生きた祖母からは「戦争をして良かった事は何一つとしてなかったよ」と聞かされ、学校で広島長崎の原爆の被害を教わりました。一方で、東海村で始まった原子力の平和利用を、社会の明るい希望として教わりました。

(2) 東海村の隣の那珂市で子育て

親になって子育てをすることになった地域が、その東海村の隣なのだと再認識したのは、町内で亡くなった故人の仕事先について、近隣の女性達が”声をひそめて”話しているのを耳にした時でした。普段は、地域共同体に原子力関連の関係者が多い中で被ばくと放射能汚染への不安を話題にする事は一種のタブーでした。

(3) 動燃東海事業所アスファルト固化処理施設火災爆発事故

1997年に動燃東海事業所アスファルト固化処理施設火災爆発事故が

起こった時も、私は、抱いた不安を周囲の友人知人と話したいと思いつつも、誰にも言えずじまいでした。「原子力施設で事故があったら、雨に濡れるな」と子ども達に教える事すらしていませんでした。

(4) JCO臨界事故

そして2年後（1999年9月）に臨界事故が起きました。

ア 午後に東海村の友人から「村の防災無線で、JCOで事故があって放射性物質が漏れたから住民は外に出ないようにと聞いた。あなたの家は近いと思う」と電話があって事故を知りました。

夕方、近隣の小中学校生は一斉下校となり、うちの子も他の子も、土砂降りのにわか雨にずぶ濡れになって帰宅しました。原子力発電は国策で、然るべき専門家が厳正に管理していて住民は守られるはずだと思っていた、という私の言い訳など一瞬でふっとんで、子ども達を被ばくから守ろうとしていなかった自分を責めました。

臨界状態が終わっていないことが確認されたのも、那珂町（現 那珂市）の防災無線が「外に出ないように」と広報したのも、子ども達が徒歩や自転車で帰宅した後でした。

一晩中臨界状態が継続し中性子線が出続ける中で、どうやって臨界を止めるかが検討されているテレビ報道を見ながら、家族4人で屋内退避をしました。

翌日は体がだるくて、家族皆、昼間なのにごろごろと寝そべりがちに過ごしました。事故後1週間の新聞記事で「住民の頭痛・だるさ、将来不安」の見出しのインタビュー記事を読み、他の人もそうだったのだなと思いました。

しばらくしてから、娘が平生にはない多量の鼻血を出しました。息子の同級生や親に、皮膚の発疹や喉の痛みが出ました。その年の冬、近所の薬局で、子どもらの風邪がいつもと違って治りが遅いからと薬を買いに来る親が多いと聞きました。

イ JCOから西3キロ先の土壌から放射性ナトリウムが検出された事や、国や県の対策不足もあって放射性ヨウ素がJCOから12日間漏れ続けていた事が新聞報道されました。

屋内退避にしても、那珂町の行政無線で広報されたのは事故発生から7、8時間経ってからでしたし、うちは壁が薄く隙間も多い家屋です。西に2キロ地点の私と家族は、いくばくかの被ばくを免れなかつたろうと思います。

臨界事故被害者の会の集まりで、事故時にごく近くに居合わせた複数の人から、頭痛や吐き気、下痢、口内炎、皮膚炎の症状が出たこと、心身の不調が長引いて苦しんでいる人がいることを聞きました。

ウ 先々の健康不安に対処するにはどうしたらいいものかと、原爆放射能医学研究所の方に尋ねたら、健康診断を日常のルーティーンにしてくださいという答えでした。向き合い続けていくしかないのだと観念しました。

2000年4月から、国の助成を受けた茨城県によって『JCO事故関連周辺住民等の健康診断』が実施されています。「事故で住民が受けたとされる放射線量では被曝による健康影響は考えられないが、健康不安に対処する事を目的としている」旨がうたわれています。

初回の健診会場には大勢の子連れの子連れの親達が詰めかけました。県の職員が「何でこんなに来るんだ？しばらくの間やるだけなのに」と困惑気に小声でつぶやいたのを聞きました。子どもの採血は、痛がるからやめたらどうかと言われた親もいました。でも、私も含め、今も受診し続ける人々がいます。不安に向き合い続けているのです。

エ 第五福竜丸乗組員の生存者の大石又七さんがご家族連れで臨界事故被害者の会を訪ねて来られた際に、「家族を不安にさせたり差別を受けたりするのを案じて、子どもが就職や結婚をするまで、自分が被ばくした事実を家族にも隠していた」と語られました。ふたをせざるを得なかつた不安がある事、それは他の被ばく者にも共通すると、沈痛な思いでした。

2 JCO臨界事故後数年の社会状況

- (1) JCO臨界事故後、国からすみやかに安全宣言が出されても、農水産業の売り上げは減り、損害は続きました。消費者もできるだけ被ばくを避け

たいわけですから、致し方のない現実でした。

- (2) 私は周りの母親達と共に、子ども達の被ばくの程度を知ろうとしましたが、かないませんでした。那珂町では、事故前から、新しい原子力研究施設の誘致活動が官民あげて進められていました。

私達母親は、できるだけ子ども達を被ばくのリスクから守れるよう、学校等の公共施設への放射線検知器装置や警報装置の設置や安定ヨウ素剤の配備を町議会に請願しましたが、必要性が薄いとして却下されました。

- (3) 事故後半年に開催された「日本原子力産業会議年次大会 東海大会」に一般参加しました。

原子力委員会専門委員から「JCO社員のお三方以外は健康被害の心配はない。放射線は量を超えなければこわくない。こわがりすぎないための情報伝達の努力をしよう」と発言があり、その日の配布資料には「チェルノブイリ死の灰汚染による白血病リスクはゼロ」とありました。大会の結びは「国民がこわがらないよう教育していこう」というもので、満場の拍手でした。

私は『これで事故の再発を防げるのだろうか?』と疑問に思いました。

- (4) 事故後1年の頃には、「原子力の意義などを多くの人に伝えてもらうねらいで、教師や医師マスコミ関係者などを対象にセミナーを実施する」という通産省の動きが報道されました。

私達が町に出して却下となった請願書には「住民や自治体職員や学校関係者を対象とした原子力関係の防災に関する研修や避難訓練を実施すること。」という項目も入れたのですが、政府や原子力産業界と、被ばくや環境汚染を心配する周辺住民との間の隔たりは実に大きく、立場や益とするものや優先順位の違いを、一体どうしていったらいいものなのかと途方にくれました。

あれから26年の間にも隔たりを感じる局面は何度もありましたが、福島原発事故以降は、途方にくれるばかりではいらませんでした。

3 東電福島第一原発事故による関東の汚染と被ばく不安

(1) 体調の変化

私はもともと何の症状もない健康体ですが、2011年の東電福島第一原発事故後1年半くらいの間は、帯状疱疹、手の皮膚の剥離、脱毛、急な視力低下など次々と小さな体調変化が続きました。両手の皮がぼろぼろむけ、頭を触った手のひらにべっとりと抜けた毛がはりついているのを初めて見た時は驚きました。

幸い症状は徐々に改善して再発もなかったのですが、細かいことはもう忘れていますが、『どうして？もしかして放射能のせい？』と頭をよぎった、どんよりと重たい気持ちをはっきり覚えています。

(2) 福島市にある実家の放射線量

頻繁に介護帰省していた実家がある福島市は、福島第一原発から60～70キロ離れていますが、空間線量率が毎時1マイクロシーベルトを切ったのはたしか秋頃で、私の寝室は0.3マイクロシーベルトあった時期もありました。庭が除染されて除染土が敷地外に搬出されるまでにも、だいぶかかりました。

私の被ばくは自宅でよりも福島でのほうが多かっただろうと思います。が、もしも、近くの東海第二原発で放射能漏れ事故が起これば、地域の大勢の人々と共に再び不安を抱き、健康影響が出るかもしれない、と恐れています。

(3) 関東も汚染

放射能汚染は県境を越え、関東にも拡散しました。

各地で放射線測定がなされ、大気中や水や土壌、母乳からも放射性物質が検出されました。近隣の市町村で高濃度の放射性ヨウ素の検出が明らかになった時、畑のほうれん草に降った放射性プルームを地域の子ども達も吸い込んでしまったのだと、暗澹たる思いでした。子育て中の親達の不安は非常なものでした。

環境省は、実態把握と除染実施のために、地域住民の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト相当と推定される地域を「汚染状況重点調査地域」に指定し、関東でも51か所の市町村が該当しました。

(4) 市民団体を立ち上げ、甲状腺エコー検査を実施

ア チェルノブイリ原発事故で被ばくによる小児甲状腺がんの増加が認められました。

東電福島第一原発事故後、福島県では県民健康管理調査により18歳以下の子ども達全員に甲状腺エコー検査が実施されました。

汚染が明らかになった関東各地で、被ばく影響を心配する市民は地元の行政に、子ども達の健康管理調査や甲状腺エコー検査の実施を要請しました。しかし、殆ど実現しませんでした。

イ やむにやまれず、私は茨城や千葉の市民数人と共に、主に関東の汚染状況重点調査地域で子どもの健康を守ろうと活動していた十数団体と連携して、『関東子ども健康調査支援基金』を結成しました。

そこでは市民団体による甲状腺エコー検査を実施しています。2013年から12年間で、栃木、千葉、茨城、埼玉、神奈川の会場で累計219回、延べ11,562人が受診しています。被ばくへの懸念が消えていない現れです。

検診開始当初に、青ざめた顔の母親に連れられてきた幼子達は成長しましたが、事故から14年が経過した今でも、事故当時子どもを被ばくさせてしまったのではないかと涙ぐむ母親達があります。プルームの通過を知らされずにいて何の防護もしてやれず、その時自分達がいた場所の放射線量も子どもの被ばく量もよく分からないのですから、当然と思います。

事故当時18歳だった人は現在30歳以上になっていますが、最近は、検診の場がある事を初めて知ったという成年者が自ら申し込んで受診されるようになりました。ずっと気になっていたのだそうです。

私はいつも、大人社会が子世代に与えてしまったこの状況に申し訳ない思いで検診運営に臨んでいます。スクリーニング検査であるエコー検査の結果によっては病院での精密検査を勧めるケースもあり、その時が一番つらいです。通院して経過観察をする方や、手術や術後の治療に至る方もいました。

(5) 若者が甲状腺がんの賠償を求める裁判を提起

福島県では、甲状腺がんにかかった子どもが400人を超えました。そ

のうちの7人が原発事故に伴う放射線被ばくにより甲状腺がんを発症したとして、東京電力に損害賠償を求めて裁判に立ち上がりました。

がんの再発や転移があり、日常生活や進学や就職などに大きな影響を受けて将来に大きな不安を抱えながら、他の患者の為にも現状を少しでも変えたいと訴えています。

4 被ばくを低減する避難計画の策定は困難

(1) 離隔の原則—裁判官の皆様にも立地をご覧いただきたい

JCO東海事業所の存在も所在地も事業内容も知らなかった私は、自分達が暮らす地域のどこにどんな原子力施設があるのかも知ろうともせずに子育てをしていた事を後悔して、JCO事故1年後に茨城大学が開催した連続公開講座『原子力施設と地域社会』を受講しました。

その中で、原子力施設と住民居住地域には『離隔の原則』があって、それが東海村に原子力発電所が建設される際には適用されなかったと知り、ぎっしりと立ち並ぶ民家の屋根の連なりの続きに原子炉建屋が見える日常を送っていた私は呆然としました。

できれば、裁判官の皆様にも東海第二原発の立地をご覧いただきたいです。

どこの地域であっても原子力災害は住民にとって大きなリスクであり、人口が少なければよいわけでは決してないですが、人口密集地域の避難はより困難で長時間を要する分、被ばく量も増えるでしょう。この立地域内で策定済みや策定中の避難計画が、私達住民の安全と健康のためになる程に被ばくを低減できるとは、どうしても思えないのです。もし実際に避難しなければならぬようなことになったら、私達は一体どうなることかと、気が遠くなる思いです。

放射性物質の放出から避難指示が出るまでにも、かなりの時間がかかります。個々人の居場所や状態によっては、すみやかな周知も、避難指示に対応することも困難です。

(2) 屋内退避中の被ばく

屋内退避中の被ばくも心配です。

私の地区は東海第二原発から7キロ位なので、屋内退避をしつつ避難準備をするエリアです。規制庁の試算によると、地震等による損壊がない場合で、屋内退避の被ばく線量低減効果は木造家屋で25%、コンクリート家屋でも50%しかないそうです。東日本大震災では、自宅のサッシ戸の建て付けは歪んで隙間ができました。

複合災害時の屋内退避そのものの困難さは、想像ではなく実感です。家の中で倒れなかった家具は冷蔵庫とピアノぐらいで、ガスレンジまでもが落下し、床は割れた食器やガラスの破片が散乱しました。また、うちの地区は久慈川流域に近いので、大雨で氾濫すれば浸水域です。

もし外出中だったら、PAZの人々の避難で混乱している中を帰宅して家族と合流するのすら困難でしょう。屋内退避期間中にも、食糧や医薬品など必要な物資が不足する場合もあるでしょう。

東電福島第一原発事故直後に、避難指示区域の線引きの少し外側に住む友達から「お腹が空いたよ。何にもないよ」とメールを受けたという若者の話を聞きました。事故後半年頃、臨界事故で被災した母親友達らと、南相馬市の仮設住宅に物資支援に行きましたが、避難指示区域外でも街はがらんとしていて、物流が滞って多くの店が閉まり、生活物資に事欠いていました。事故前には通っていた民間業者にしても、被ばくは避けたいのです。

(3) 大渋滞間違いなし

東海第二原発の屋内退避エリアが避難をする段階となったら、うちは自家用車での予定ですが、自然災害による道路の損壊がない場合でも、大渋滞間違いなしです。

自宅から最も近い東海スマートインターは大型車通行不可で、避難用バスも大型の救援車両も通れません。東日本大震災時には、自宅前の道幅の狭い市道が何十メートルも陥没して、長期間にわたって片側通行でした。

(4) 避難移動と避難先での負担

避難移動も、避難先に行ってから、大きな負担を強いられます。

私の家が属する小さな町内会を見渡しただけでも、殆ど外出できなくなって家族の介護を受けている高齢者や、療養中の方、足が不自由な方がいます。世の中には避難を理解できない方々も大勢います。

介護や保育の現場にいたので、本人や家族が強いられる悲惨な事態が目に見えるようです。元気な者でさえ長時間の避難移動に耐えるのは過酷なのに、病気や障がいがある災害弱者にとっては命の危険に直結します。

(5) 東電刑事裁判の傍聴で知った双葉病院からの避難の実態

ア 私は、業務上過失致死傷罪を問われて強制起訴となった東電旧経営陣の刑事裁判の一審を傍聴したことがあります。

原発から4～5キロにある大熊町の双葉病院で看護副部長をしていた方の証人尋問を聞きました。

双葉病院と系列施設では、避難の過程や避難中に50人近くの入院患者や入所者が亡くなっています。

イ 看護副部長をしていた方の証言内容は、

- ・ 3月12日の昼に来た避難用の観光バス5台に、乗れる状態の患者を選んで乗せて病院を一緒に出発したこと
- ・ その時には、避難所に患者らを降ろしたら、自分は病院に残る患者のもとにすぐ戻れると思っていたこと
- ・ しかし、実際は病院に戻れなかったこと
- ・ 避難所の体育館を転々としていわきの病院に着いた3月13日も、残された患者のことは全く分からなかったこと
- ・ 3月14日頃に、残された患者らがいわきの高校に避難してくると聞き、高校へ患者の様子を見に行ったこと

などでした。

ウ 私の傍聴席の前の列にはご遺族が並んで座られていました。

看護副部長は、残されていた患者がいわきの高校へ避難してきたバスのドアを開けた瞬間の異臭や、亡くなっている患者の顔、手足がきかない拘縮のある患者が防護服に包まれて蓑虫のようになって座らされて

いたこと、シートの足元に丸まって落ちて亡くなっていた人もいたと証言されました。

それを聞いた時、それまでまっすぐ前を見て聞いていたご遺族の男性が、うなだれて肩を落とす様子がひしひしと伝わってきました。

看護副部長は「高校の体育館に入ってから、亡くなった患者達がいた。私は、原発事故がなければ病院に戻れて、まだ何か医療行為ができた」と証言されました。

放射線量に阻まれる救援や避難は何と困難なことでしょう。

他の方々の供述書では、原発非常事態の混乱下で、行政や救援の指揮系統にも相互の連携にも、不足やミスが生じた事を知りました。

刑事裁判は、原子力事業者が何ら加害責任を負わないままに終わってしまい、ご遺族の無念はいかほどかと思えます。

(6) 原発の運転を止めてほしい

私は個人でも出来る準備をしようと、車のガソリンが半分を切ったら満タンを心がけ、水や簡易トイレを積んでいます。ただ、避難場所を確認しておこうにも、再検討中のため確認できません。といいますのも、8年前の2017年（平成29年）に配布された那珂市の避難ガイドマップには避難所の記載はありますが、その後2022年に茨城県が1人辺りの避難スペースを当初2㎡から3㎡へ拡大したことに伴い、那珂市も避難先スペースの確保のために避難所を再検討中のままです。無理からぬ事です。

でも私達住民にとっては、被ばくを低減できる事こそが重要なのです。各自治体が鋭意努力しても数多の限界があって、被ばく低減に資するような避難計画ができないのだとしたら、原子力発電所の運転のほうを止めてほしいと訴えるのは、理不尽なことでしょうか。

5 結び

私達住民にとっては、原子力施設は安全だと言われ続けてきた中でJCO事故が起きて、原子力災害対策特別措置法ができて『国民の生命・身体及び財産

を保護する』とうたわれてからも、東電福島原発事故が起きました。その後、原子力事業者が事故防止に最善かつ最大の努力を重ねていると信頼したくても、東海第二原発では、防潮堤建設工事の不正や中央制御室の火災と、不安におちいる事が次々と起こっています。私は再稼働がこわいです。

仮に人間は避難できるとしても、大気も土地も水も動物も植物も避難できません。住民が失うものがあまりにも大きく、取り返しがつかないことは、今もって続いている東電福島第一原発事故の被害の事実が教えています。生業も地域共同体も失っての避難の先には仮設住宅や見なし仮設住宅の暮らし、やがて補助は打ち切りになり、区域外避難者の中には退去要請が出されても引っ越しができずにいる人がいて、強制退去の扱いまで受けています。あんまりです。そして他人事ではありません。

私達住民が、それぞれなりの健やかさを脅かされることなく、住み慣れた家と地域で暮らし続けることを望むことは、誰にも平等な権利であるはずで、軽んじないでほしいのです。

原審判決で、被ばくを避けるための避難計画の困難さを認めてもらった時には安堵しました。水戸地裁で見上げた澄んだ青空を生涯忘れないと思います。判決を聞いた福島親友は泣いて喜んでくれました。再稼働されない事は、多くの原発事故被災者の願いでもあります。避難指示が出されて、いまだに町の8割が帰還困難区域の浪江町の出身の歌人、三原由紀子さんの歌に、『再稼働のニュースが聞こえて心臓が脳が身体が地団駄を踏む』という歌があります。

私達は被害事実を軽んじられたくないのです。自分達の先の世代のためにも、原子力事故による被ばくと環境汚染を繰り返されたくありません。

どうぞ、よろしく願いいたします。